

「居宅介護等サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく＜居宅介護、重度訪問介護、同行援護＞（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

〈 令和 7年 4月 1日 現在 〉

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 サン・ルーム
主たる事務所の所在地	〒882-0065 宮崎県延岡市平田町2347番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐藤 勝造
設 立 年 月 日	平成8年10月1日
電 話 番 号	(0982) 38-0298

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）事業所 平成22年 3月 1日指定 宮崎県 4510600242
事業の目的	自立支援に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
事業所の名称	株式会社サン・ルーム 日向営業所
事業所の所在地	宮崎県日向市大字財光寺長江 426-1
電話番号	0982-50-1007
管理者氏名	佐藤 貴美
事業所の運営方針について	利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るようその利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて適切な援助を行う。
開設年月 事業所が行っている他の業務	平成14年 5月 1日 指定訪問介護 平成14年 5月 1日指定 宮崎県 4570600322

3. 事業実施地域

日向市 門川町

4. 営業時間

営業日	日 ～ 土
営業時間	8：30 ～ 17：30

上記営業日以外のご利用ご希望につきましてはご相談に応じます。

5. 職員の体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	合計
管理者	介護福祉士	1 名		従業員の管理及び業務の管理	1 名
サービス 提供責任者	介護福祉士	1 名		利用申し込みに関する調整 訪問介護員に対する技術指導 訪問介護計画の作成等	2 名
	実務者研修				
	ヘルパー1 級	1 名			
訪問介護員	介護福祉士		1 名	訪問介護サービスの提供	5 名
	1 級ヘルパー	1 名			
	2 級ヘルパー		3 名		

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定障害福祉サービス（居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護）を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」、「同行援護」>（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

◆ <u>居宅介護</u> ➤ 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。） ・入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。 ・排泄介助…排泄の介助、おむつ交換を行います。 ・食事介助…食事の介助をお行います。 ・衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。 ・通院介助…通院の介助を行います。 ・その他必要な身体介護を行います。 ※医療行為はいたしません。 ➤ 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。） ・調理…利用者の食事の用意をします。 ・洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。 ・掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 ・買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。 ・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。 ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。） ※利用者以外の方の調理や洗濯、居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
--

- 重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなどの生活全般を支援します。）（脳性麻痺などの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。
- その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

◆ 同行援護（通院や外出の介助を行います。）

（視覚障害がある方及び脳性麻痺などの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

※ 緊急時対応加算とは…1回につき100単位（月2回まで）

計画にない居宅介護（身体介護中心である場合）を、利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

※ 初回加算とは…1月につき200単位

初めて利用される方、または2ヶ月以上前にサービスを受けてない場合に加算されます。

① 2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

② 利用者負担額の上限等について

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払いいただきます。

③ 償還払い

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業の実施地域内で行うサービスに要した交通費（自動車を使用した場合は徴収しない。

- ② 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費（自動車を使用した場合は、事業所から１キロメートルにつき２０円を徴収する。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ③ 「外出介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費の他、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

(4) サービス利用料金

厚生労働大臣が定める所定のサービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

(5) 利用者負担に関する月額上限

- ① １ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて４区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	１ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が８０万以下の方	０円
低所得２	市町村民税非課税世帯	０円
一般	市町村民税課税世帯	３７,２００円

(6) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

利用者様の負担金は、口座引落しを希望の方は毎月２０日にご指定の金融機関の口座からの引き落としになります。

(7) 利用者の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日１７時までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合の取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(8) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその２ヵ月前までに説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提

供にあたっては複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

- ② 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 医療行為
- 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- 飲酒・喫煙及び飲食（同行援護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

① サービス実施記録の確認

本事業所では、サービスの提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスの提供日より5年間保存します。

② 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者

の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 事故発生時の対応及び第三者評価の実施状況

- ① 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ② 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- ③ 第三者評価の実施状況現在行っていません。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置等

事業所においての感染症対策として、予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備を行い、研修及び訓練を定期的実施する。又、感染症まん延時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

11. 虐待防止等について

利用者の人権擁護、虐待防止又は再発を防止するための委員会・担当者の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報する。

12. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るための委員会の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないとし、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

13. ハラスメント対策

非常災害時に迅速かつ適切に対応するために、非常災害発生時の行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成する。又、非常災害の発生時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

14. 非常災害対策

非常災害時に迅速かつ適切に対応するために、非常災害発生時の行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成する。又、非常災害の発生時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

15. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	富士火災海上保険（株）
保険名	介護賠償責任保険
補償の概要	1 億／1 対物・対人

16. サービス内容に関する苦情（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービスに関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専門窓口で受け付けます。

担 当 者	サービス提供責任者 佐藤 貴美 ・ 黒木 弥生
受 付 番 号	月曜日から金曜日 8：30～17：30まで
連 絡 先	(0982) 50-1007
留 意 事 項	上記以外は電話転送により対応させていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日向市役所 健康福祉部 福祉課	(住所) 宮崎県日向市本町10番5号
	(電話) 0982-52-2111 (FAX) 0982-54-4350
門川町役場 福祉課 地域福祉課	(住所) 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1
	(電話) 0982-63-1140 (FAX) 0982-63-1356
宮崎県福祉サービス (運営適正化委員会)	(所在地) 宮崎県宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館3F (電話) 0985-60-0822 (FAX) 0985-60-0823 (受付時間) 月曜～金曜 午前9時～午後5時 (土・日・祭日・年末年始は除く)